

Webサイト制作業務委託契約書

収入印紙

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙にWebサイトの制作を委託することに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

委託料の内訳

項目	数量	単価（円）	金額（円）
小計（税抜）			
消費税（10%）			
委託料（税込）			

第1条（目的及び契約の性質）

甲は、乙に対し、Webサイト（以下「本制作物」という。）の制作を委託し、乙はこれを請け負う。本契約は、民法第632条に定める請負契約とする。

第2条（仕様）

本制作物のページ構成、ページ数、対応する端末・ブラウザ、使用するCMSその他の仕様は、甲乙が書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）で合意する仕様書（以下「仕様書」という。）に定める。

2 乙は、デザイン案を〇案作成して甲に提出し、甲はそのうち1案を選定する。

第3条（素材の提供）

甲は、ロゴ、写真、原稿その他本制作物に使用する素材（以下「甲提供素材」という。）を〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに乙に提供し、甲提供素材が第三者の権利を侵害しないことを保証する。

2 乙が用意する写真、イラスト、フォントその他の素材は、その利用許諾条件の範囲で使用し、乙は、甲が本制作物を利用するうえで守るべき条件があるときは、納品時に甲に書面で通知する。

第4条（納期及び納品）

乙は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに、本制作物を甲の指定するサーバに設置し、又は甲の指定する方法で納品する。

2 甲提供素材の提供の遅れ又は甲の仕様変更によって納期に間に合わないときは、甲乙協議のうえ納期を変更する。

第5条（修正）

選定したデザイン案の確定までの修正は、〇回まで委託料に含まれる。

2 仕様書の範囲を超える変更、デザイン確定後の変更又は前項の回数を超える修正は、甲乙協議のうえ、追加の委託料及び納期を書面で定めて行う。

第6条（検収）

甲は、納品を受けた日から〇〇日以内に仕様書に基づいて本制作物を検査し、その結果を乙に書面で通知する。この期間内に通知がないときは、検査に合格したものとみなす。

2 本制作物が検査に合格しなかったときは、乙は、甲乙協議して定める期限までに修補し、再度甲の検査を受ける。

第7条（委託料及び支払）

甲は、乙に対し、冒頭の「委託料の内訳」に記載の委託料を、次のとおり乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（1）着手金：委託料の〇〇％を、本契約締結の日の属する月の翌月末日に支払う

（2）残金：本制作物の納品を受けた日の属する月の翌月末日に支払う

2 乙が個人である場合において、報酬が所得税法第204条第1項に規定する報酬又は料金に該当するときは、甲は、法令に従って所得税及び復興特別所得税を源泉徴収したうえで支払う。

第8条（契約不適合責任）

引き渡された本制作物が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないときは、甲は、乙に対し、履行の追完、委託料の減額、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。ただし、甲がその不適合を知った時から1年以内に乙に通知しないときは、この限りでない。

第9条（第三者の権利）

乙は、本制作物（甲提供素材を除く。）が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。

2 本制作物に関して第三者との間で権利侵害の紛争が生じたときは、その原因が乙にある場合は乙の責任と費用で、甲提供素材にある場合は甲の責任と費用で解決する。

第10条（著作権及び著作者人格権）

本制作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託料の支払が完了した時に乙から甲に移転する。その対価は、冒頭の「委託料の内訳」に記載のとおりとする。

2 前項にかかわらず、乙が本契約の締結前から有していた著作物、汎用的なプログラム及びデザインの部品（以下「乙既存著作物」という。）並びに第三者が権利を有する素材の著作権は、乙又は当該第三者に留保される。乙は、甲が本制作物を利用するために必要な範囲で、乙既存著作物を甲が無償で利用することを許諾する。

3 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、本制作物について著作者人格権を行使しない。

4 乙は、甲の事前の承諾を得て、本制作物を自己の制作実績として紹介することができる。

第11条（保守・運用）

本制作物の公開後の保守、更新及び運用は本契約に含まれず、甲がこれを乙に委託するときは、別途契約を締結する。

第12条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密である旨が示されたもの（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本契約の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた時に既に自ら保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
- (5) 秘密情報によらずに独自に開発した情報

3 本条の規定は、本契約の終了後も〇年間効力を有する。

第13条（解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をし、又は事業の全部若しくは重要な部分を第三者に譲渡したとき
- (5) その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3 前二項による解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第14条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、又は本業務に関し故意若しくは過失によって相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

第15条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除した者は、解除によって相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第16条（協議及び合意管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

2 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 _____
名称 _____
代表者 _____ (印)

乙 住所 _____
名称 _____
代表者 _____ (印)